

2026年
【紋別市消費拡大クーポン事業】
取扱店募集要項

紋 別 市
(産業部商工労働課)

令和8年3月

事業の趣旨

食料品等の物価高騰により影響が懸念される、事業所の経費増加、家計圧迫のどちらも解消し、市内経済を活性化させるため、市民一人あたり15,000円分のクーポン券を配布する。

1. クーポン券の概要

- (1) 名 称 紋別市消費拡大クーポン事業「もんべつ消費拡大クーポン券」
- (2) 発 行 者 紋別市
- (3) クーポン券内容 500円券×30枚＝1冊15,000円
※登録された全ての店舗において使用できる「共通券」とする。
- (4) 配 布 対 象 紋別市民全員（配布以降に出生、転入した方含む）
- (5) 使 用 期 間 令和8年8月1日(土)から令和8年12月31日(木)まで
- (6) 配 布 方 法 6月上旬以降に各世帯へ、世帯員分を「ゆうパック」で発送
- (7) 使用可能店舗 本要項に基づき取扱店として登録した店舗
- (8) 手 数 料 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。

2. クーポン券取り扱い厳守事項

- (1) クーポン券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) クーポン券の転売、譲渡及び決められた方法以外での換金を行なうことはできません。
- (3) クーポン券額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 有効期限を過ぎたクーポン券は受け取ることはできません。
- (6) クーポン券の盗難・紛失・滅失、又は偽造・変造・模造に対して、発行者は責任を負いません。

3. クーポン券の使用対象とならないもの

- (1) 出資又は金融商品
- (2) 債務の支払（振込手数料、電気料金、ガス料金等）
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (5) 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票
- (6) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入商品等
- (8) 不動産に関わる支払い（土地又は家屋の購入、家賃、地代又は駐車場（一時預かりを除く。）の賃料等）

- (9) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和8年12月31日を超えるもの
- (10) 現金との換金又は金融機関への預入れ
- (11) 電子マネーへの入金
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業において提供される役務
- (13) 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- (14) 公序良俗に反するもの
- (15) 国や地方公共団体への支払い（税金、使用料、紋別市指定ゴミ袋等）
- (16) その他紋別市長がクーポン券の利用対象として適当と認めないもの

4. 取扱店登録資格等

紋別市内に事業所または店舗を有する事業者（以下、「店舗」という。）とし、市内の店舗に限りクーポン券を使用可能とすることができるものとします。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている店舗
- ③上記3. クーポン券の使用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑥暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑦役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5. 取扱店の責務等

(1) 次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①クーポン券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、市が配布する周知ツール（ポスター等）を使用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。

- ②本事業の内容は、取扱店でクーポン券を取扱うすべての方に周知して下さい。
- ③使用者が使用されるクーポン券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。
なお、クーポン券は、偽造防止策をしています。色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合はクーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。
- ④クーポン券の使用制限を厳守して下さい。
- ⑤受け取ったクーポン券は再流通させないで下さい。
- ⑥クーポン券の交換及び売買は行なわないで下さい。
- ⑦クーポン券を商品及びサービス等の対価として使用せず、直接換金はしないで下さい。
- ⑧使用者から受け取ったクーポン券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務となります。

6. 申込について

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要項」に同意の上、別添「取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、受付窓口としている紋別商工会議所へ郵送又は持参下さい。また、市内に複数の店舗を持つ事業所については、各店舗分の「取扱店登録申請書兼誓約書」等を提出して下さい。

(前回(2024年(令和6年))に取扱店に登録し、今回も参加いただける場合で店名、振込先に変更がなければ、提出不要です。)

(2) 提出書類

①取扱店登録申請書兼誓約書(前回(2024年(令和6年))に引き続き登録し、店名等に変更がない場合を除く)

②通帳のコピーなど換金代金の振込先の口座を確認できる書類

(3) 申込先

紋別商工会議所(〒094-0004 紋別市本町4丁目1番16号)

(4) 申込期限

一次締切 令和8年4月10日(金)まで

※申込期間以降も受け付けますが、消費者向けに周知する取扱店一覧など紙媒体への掲載ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) 取扱店の登録

取扱店として登録した事業所には、店頭に掲示していただくポスター・換金申込書を後日配布します。

7. 取扱店の取消し等

- (1) この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録を取消すことがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。
- (2) 前回(2024年(令和6年))、取扱店登録されていた店舗で、登録を辞退する場合、4月10日(金)までに「取扱店登録申請書兼誓約書」にて辞退する旨提出頂くか、紋別商工会議所へ直接ご連絡ください。お申し出がない場合、前回同様に取扱店一覧

等、紙媒体へそのまま掲載されますので、予めご了承ください。

8. 換金について

(1) 換金方法

換金は、商工会議所へ使用済みのクーポン券の裏面に取扱店舗名を明示し事前に枚数を確認の上、所定の換金申込書と共に持参のうえ、請求して下さい。

(2) 支払い方法・時期

換金代金の支払いは、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承下さい。また、換金の時期についてはその都度受け付けることとし、受付日から5営業日以内に振り込みます。（予定）

(3) 換金請求期間

令和8年8月1日（土）から令和9年1月15日（金）まで
（紋別商工会議所の営業日及び営業時間内とする。）

(4) 換金できない場合

請求期限を過ぎての換金請求には応じられませんのでご注意下さい。

9. その他留意事項

(1) 「募集要項」に記載されていない事項については、別途協議します。

(2) 取扱店情報（店舗名称、業種等）は、「紋別市消費拡大クーポン券取扱店」一覧表、紋別市及び商工会議所のホームページなどにより広報します。

【 事業主体 】

紋別市
(産業部商工労働課)

〒094-8707

紋別市幸町2丁目1番18号

TEL : 0158-24-2111 (内線252)

FAX : 0158-24-6925

【 取扱登録店・換金に関する問合せ・申込先 】

紋別商工会議所
(紋別市消費拡大クーポン券取扱店募集業務受付窓口)

〒094-0004

紋別市本町4丁目1番16号

TEL : 0158-23-1711

FAX : 0158-23-3611